

平成 30 年度

事業計画書

一般財団法人 東日本小型自動車競走会

国内景気は、緩やかな回復基調が続いており、雇用・所得環境の改善が続く中で、オートレース業界においては、第33期生がデビューし、様々な活躍を見せるほか、場外車券売場が新たに3カ所開設され、全国に合わせて28カ所を展開するなどの施策により、前年に比して売上が上昇傾向にあるものの、依然として厳しい状況が続いている。

このような中、本財団は平成30年度についても、小型自動車競走法に基づき指定された競走実施法人として、事業運営の健全化を図りつつ、小型自動車競走の公正、安全かつ円滑な実施、審判、選手管理、番組編成及び検査等の業務について効果的、効率的に実施するとともに、将来において持続可能な事業運営を行っていくため、業務の抜本的な見直しも引き続き行い、競走実施法人としての使命と責任を果たす。

また、一般財団法人西日本小型自動車競走会と相互に職員を派遣し、職員の資質及び技術の向上を目的とした業務実務研修を引き続き実施するとともに、業務の抜本的な見直しに伴う組織体制のあり方についても検討する。

その他、施行者や選手会等関係団体と緊密に連携し、新規ファンの獲得、既存のお客様の満足度を向上すべく、お客様のご意見、ファンミーティング、各種アンケートの結果等を基に各種方策を実施することにより、小型自動車競走その他モーターサイクルスポーツの普及振興を図ることとする。

1 公益目的支出計画に関する事業（競走関係事業）

小型自動車競走施行者から一括受託した業務を公正かつ安全に実施するとともに、お客様の要請に応えるため競走関係業務の不断の検証・改善を行い、魅力ある小型自動車競走を実施する。

また、小型自動車競走振興法人が示した審判要領、番組要領、検査要領及び管理要領について、顧客満足度の向上及び小型自動車競走事業の持続的発展の観点から、小型自動車競走振興法人、施行者等関係団体と協議し、必要に応じて改善を図る。

(1) 小型自動車競走の実施業務

平成30年度においては別表1に掲げる競走場、日数及び受託業務内容の業務を実施する。また、別表2に掲げる特別オートレース等を実施する。

(2) 審判に関する業務

常に冷静沈着にして節度ある態度を保持し、確固たる信念に基づき厳正に競走実施規則を適用し、正確かつ迅速に審判業務を遂行するとともに、小型自動車競走を公正安全かつ円滑に実施する。

また、運営協議会、成長戦略委員会で提案された事項について実施に向けた研究検討を進める。

さらに、適正な審判実務を行うため小型自動車競走振興法人が定める各要領に基づき、本部・支部ごとに行う審判訓練及び救護訓練をより充実させるほか、小型自動車競走振興法人が開催する判定研修会及び担当者会議に職員を派遣し、専門知識及び技能の習得向上を図る。

その他、判定の統一を図るため、飯塚オートレース場で開催されるSGレースに審判長を派遣する。

(3) 番組編成に関する業務

公平無私の態度をもって、常に選手、競走車の能力及び小型自動車競走の特性を的確に把握し、公正安全な競走の実施を主眼とすることはもとより、お客様に喜ばれ車券購買意欲を高められるような番組編成を行うとともに、魅力ある企画レースを実施する。
その他、選手のハンドレの透明性をより高めるため、一層の改善を図る。

(4) 検査に関する業務

競走の公正安全及び事故防止を図るため、競走車に係る各種確認、検査を厳正に実施する。

(5) 選手管理に関する業務

競走の公正安全及び事故防止のため、選手の出場資格の確認、健康状態その他出場適正の検査を行うとともに、選手の保護安全を図り、選手を最善の状態で競走に出場させる。

特に、選手宿舎における選手の宿泊及び食事の提供についても、保健衛生に留意するとともに、火災予防、選手の安全管理及び健康管理の強化を図る。

また、落車事故発生時における迅速な選手救護及び残留競走車撤去のため、開催従事員訓練を定例的に実施する。

さらに、公正安全な競走の実施を確保するため、選手の面会及び外出の制限、管理地区への入場制限等を徹底する。

2 東西競走会の実務研修に関する事業

業務実務研修

西日本小型自動車競走会と相互に職員を派遣し、職員の資質及び技術の向上を目的として、実務研修を引き続き実施する。

(1) 職員の総合的な実務研修（審判、管理、番組、検査の各業務）

3 その他の事業

(1) 選手会に対する支援

一般社団法人全日本オートレース選手会が実施する訓練等に対し支援する。

(2) 選手共済会に対する支援

一般財団法人全国小型自動車競走選手共済会の円滑な事業運営のための各種事務を担当する。

(3) 小型自動車競走振興法人との連携、支援

小型自動車競走振興法人と連携して様々な情報交換を行い、活性化策を積極的に講ずる。

(4) モーターサイクルスポーツ等に関する事業

モーターサイクルスポーツの競技者及び愛好家等が実施する事業を支援するとともに、モーターサイクルスポーツ関係団体と連携し、モーターサイクルスポーツの普及振興を図る。

(5) 諸会議

関連法規及び定款の規定に基づき理事会・評議員会の円滑な運営を行うほか、本財団の円滑な運営、競走業務の適正な実施並びに職員の意識の共有、資質の向上のため、支部長会議、幹部会議、ワーキンググループ会議、イベント企画会議等を開催する。

(6) 人事、労務管理及び福利厚生

職員及び開催従事員の健康管理に十分な配慮を行い、良好な職場環境を維持するほか、職員の適性、職場の状況等を勘案して的確な人事配置を行い、本競走会業務を適正に実施する。

(7) 施行者等への支援協力

円滑な小型自動車競走の事業運営のため、施行者及び小型自動車競走事業包括的民間委託業者への支援協力を行う

(8) 公益目的支出計画に関する業務

公益目的支出計画の実施に伴い、関連法規に定める提出書類の作成等の関連事務を着実に実施する。

(9) 持続可能な事業運営等の検討

小型自動車競走実施法人として、将来において持続可能な事業運営を行っていくため、業務の抜本的な見直しを引き続き行うとともに、それに伴う組織体制のあり方についても検討する。

別表1 (施行者からの受託業務)

競走場	施行者名	開催予定日数	業務内容
川 口	川口市	112 日 ナイター (21 日)	一括受託
浜 松	浜松市	80 日	一括受託
伊勢崎	伊勢崎市	88 日 ナイター (43 日)	一括受託

別表2 (特別オートレース等の実施)

特別オートレース等の名称	開 催 競走場	開 催 日
SG 第 22 回オートレースグランプリ ※ナイター開催	伊勢崎	平成 30 年 8 月 11 日～15 日
SG 第 32 回全日本選抜オートレース	浜 松	平成 30 年 10 月 4 日～8 日
SG 第 50 回日本選手権オートレース	川 口	平成 30 年 10 月 31 日～11 月 4 日
スーパースターフェスタ 2018 (SG 第 33 回スーパースター王座決定戦)	川 口	平成 30 年 12 月 27 日～31 日